

# ➤離職されたみなさまへ

◆このパンフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

## ① 雇用保険の求職者給付とは

雇用保険の失業等給付には、失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付として、「求職者給付」があります。「求職者給付」には、一般被保険者に対する「基本手当」、高年齢継続被保険者(※1)に対する「高年齢求職者給付金」、短期雇用特例被保険者(※2)に対する「特例一時金」などがあります。

以下、最も代表的な「基本手当」(いわゆる失業手当)を中心に、その内容や手続きを説明します。

※1 同一の事業主に65歳に達する前から引き続いて、65歳以後雇用されている方

(船員であった方は生年月日により年齢要件が異なる場合があります)

※2 季節的業務に期間を定めて雇用されている方、季節的に入・離職されている方

失業の状態ですぐに働ける方は  
受給資格決定の手続きを

病気、出産、育児などですぐに働けない方は  
受給期間延長申請を

②以降を参照してください

4ページの⑩を参照してください

## ② 失業の状態ですぐに働ける方とは

離職し、「就職したい」という積極的な意思といつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態にある方をいいます。

## ③ 次のような方は、原則として求職者給付の支給を受けられません

求職者給付(基本手当ほか)は、再就職をめざす方を支援する制度です。

原則として次に該当する方には支給されませんが、その状態によって支給可能になる場合もありますので、ハローワークにご相談ください。

- ① 家事に専念する方
- ② 屋間学生、または屋間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方
- ③ 家業に従事し職業に就くことができない方
- ④ 自営業を開始、または自営準備を開始する方
- ⑤ 次の就職が決まっている方
- ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方
- ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方
- ⑧ 会社の役員等に就任している方  
(就任の予定や名義だけの役員も含む)
- ⑨ 就職・就労中の方(試用期間を含む)
- ⑩ パート、アルバイト中の方
- ⑪ 同一事業所で就職、離職を繰り返しており、再び同一事業所に就職の予定がある方



厚生労働省 ハローワーク

P L 2 3 0 7 1 5 保 0 1  
(埼 2 4 0 3)

## ④求職者給付を受ける手続きは

雇用保険の求職者給付を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワークへ、ご自身で求職申し込み（7ページ参照）などの手続きをしてください。

### 受給手続きに必要なもの

1. 離職票一1 → 氏名や口座番号などを記入してください。（*<記入例>*参照）

2. 離職票一2

3. 届用保険被保険者証

4. 運転免許証または住民基本台帳カード(写真付き)

これらをお持ちでない方は、次の①～③のうち、異なる2種類をお持ちください。（コピー不可）

① 旅券（パスポート）

② 住民票記載事項証明書

（または住民票の写し・印鑑証明書）

③ 国民健康被保険者証（健康保険被保険者証）

5. 本人の印鑑（認印・スタンプ印以外）

6. 写真2枚

（最近の写真、正面半身、縦3.0cm×横2.5cm）

7. 本人名義の預金通帳（一部の金融機関を除く）

ただし、金融機関指定届に金融機関の確認印があれば、通帳は必要ありません。

8. 船員であった方は船員保険失業保険証および船員手帳

### <記入例>

求職者給付等払渡希望金融機関指定届				
届出者	フリガナ	ロウドウ	タロウ	
	1 氏名	労働太郎		
払渡希望 金融機関	2 住所または 居所	東京都千代田区霞ヶ関1の2の2		
	3 名称	○×銀行	△◇支店	金融 機 關 確 認 印
	4 預金（貯金） 通帳の記号 (口座)番号	1234567		
		金融機関コード	店舗コード	
	9   8   7   6   3   2   1   0			



◆船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込み手続きをお願いします。

## ⑤ 求職者給付を受ける資格は【基本手当の受給資格】

◆原則として、離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間（※1）がある。

◆倒産・解雇等による離職の場合（特定受給資格者に該当）、期間の定めのある労働契約が更新されなかつたことその他やむを得ない理由による離職の場合（特定理由離職者に該当）（※2）は、離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間がある。

※1 被保険者期間とは、雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1か月ごとに区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算します。

※2 特定受給資格者・特定理由離職者については3ページの⑨をご参照ください。

《複数枚の離職票をお持ちの方は、短期間の離職票であっても全て提出してください》

★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金は、離職の日以前1年間に6か月以上の被保険者期間が必要となります。

## ⑥ 1日当たりの給付額【基本手当日額】

失業している日に受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

原則として、離職の日以前の6か月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（「賃金日額」といいます）のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっていきます。

また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

◆ およその計算式

$$\left( \frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \right) \times (50\sim80\%) \times \text{給付率} = \text{【基本手当日額】}$$

※ 60～64歳の方については45～80%

## ⑦ 基本手当の給付日数【所定給付日数】

### ◆ 定年、契約期間満了や自己都合退職の方

離職時の満年齢 被保険者であった期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

### ◆ 障害者等の就職困難者

離職時の満年齢 被保険者であった期間	1年未満	1年以上
45歳未満		300日
45歳以上65歳未満	150日	360日

### ◆ 特定受給資格者・一部の特定理由離職者

離職時の満年齢 被保険者であった期間	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	120日	180日	—	
30歳以上35歳未満		210日	240日		
35歳以上45歳未満		240日	270日		
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

次の方には、一時金を一括支給します。

### ◆ 高年齢継続被保険者（65歳以上で退職された方）

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

### ◆ 短期雇用特例被保険者（季節的業務に就いていた方）

特例一時金の額	40日分
	(暫定措置)

船員であった方は生年月日により年齢要件が異なることがあります。

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

## ⑧ 支給の開始と期間【待期】【給付制限】【受給期間】

離職理由	解雇、定年、契約期間満了で離職	自己都合、懲戒解雇で離職
支給の開始	離職票を提出し、求職申し込みをしてから <b>7日間の失業している日（待期）</b> が経過した後	離職票を提出し、求職申し込みをしてから <b>7日間の失業している日（待期）+3か月（給付制限）</b> が経過した後
受給期間	<b>離職の日の翌日から1年間</b> 1年の間に所定給付日数を限度として支給します。受給期間を過ぎてしまうと、 給付日数が残っていても支給されません。（早めに手続きをしてください）	

※ 基本手当を受けるには、原則として4週間に1回の認定日に、失業の認定を受ける必要があります。

★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金の受給期限（支給を受けることができる期限）は**離職の日の翌日から1年を経過する日**、短期雇用特例被保険者であった方に支給される特例一時金の受給期限は**離職の日の翌日から6か月を経過する日**となります。

## ⑨ 特定受給資格者、特定理由離職者とは

### ◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」とは

**特定受給資格者**とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた方であり、**特定理由離職者**とは、特定受給資格者以外で、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由により離職した方です。それぞれ該当者の範囲が定められています。

### ◆ 「特定受給資格者」「特定理由離職者」に該当するかどうかの判断

特定受給資格者・特定理由離職者に該当するかどうかの判断は、離職理由により、ハローワークが行います。離職理由の判定は、事業主が主張する離職理由と、離職者が主張する離職理由を把握し、それぞれの主張を確認できる資料による事実確認を行った上で、最終的にハローワークにて慎重に行います。

特定受給資格者および特定理由離職者の範囲と判断基準については、ハローワークにお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページにパンフレットを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kouyou/dl/koyouhoken03.pdf>

## ⑩ すぐに働くことができない方は…65歳未満で退職された場合は【受給期間延長】

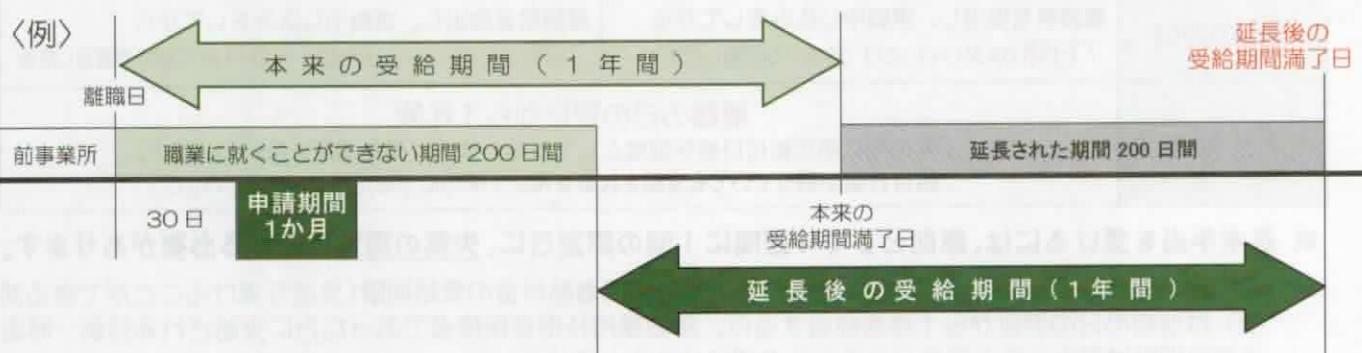
離職後1年の基本手当の受給期間内に、下記の理由で働くことができない状態が30日以上続いた場合は、受給期間を延長することができます。

また、教育訓練給付の受講を希望している方については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 病気やけがで働くことができない（健康保険の傷病手当、労災保険の休業補償を受給中の場合を含む）
- ② 妊娠・出産・育児（3歳未満に限る）などにより働くことができない
- ③ 親族の介護のため働くことができない
- ④ 60歳以上の定年等により離職して、しばらくの間休養する（船員であった方は年齢要件が異なります）

### 受給期間延長の申請手続き

延長理由	病気やけが、妊娠、出産、親族の介護 など	60歳以上の定年 など
申請期間	離職の日（働くことができなくなった日）の翌日から30日過ぎてから1か月以内	離職の日の翌日から2か月以内
延長期間	（本来の受給期間） 1年 + （働くことができない期間） <b>最長3年間</b>	（本来の受給期間） 1年 + （休養したい期間） <b>最長1年間</b>
提出書類	受給期間延長申請書、離職票ー1、離職票ー2、本人の印鑑（認印・スタンプ印以外）、 延長理由を証明する書類	
提出方法	本人来所、郵送、代理の方（委任状が必要）	原則として本人来所
提出先	住所を管轄するハローワーク	



- ★ 高年齢継続被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限（支給を受けることができる期限）の延長はできません。

## ⑪ 年金との併給調整について

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金と雇用保険の基本手当は同時に受けられません。基本手当を受給するために求職の申込みをすると、基本手当の受給が終了するまでの期間、老齢厚生年金・退職共済年金が全額支給停止になります。

詳細は、お近くの日本年金機構の各年金事務所へご確認ください。

## ⑫ 国民健康保険料(税)の軽減について

特定受給資格者・特定理由離職者として基本手当を受ける方には、国民健康保険料（税）が軽減される制度があります。（高年齢受給資格者・特例受給資格者は軽減制度の対象にはなりません）

軽減を受けるためには届け出が必要となります。詳細は、お住まいの市町村の国民健康保険担当へご確認ください。

### ⑬ 基本手当の受給手続きの流れ

#### ご注意ください！

偽りその他不正の行為によって求職者  
給付を受け、または受けようとした場合は不正受給として厳しい処分が行われます。(例:就職・就労の不申告、自営・自営の準備の不申告等)

離職

求職申込と  
受給資格の決定

受給手続きをする本人が、必要書類(2ページの「受給手続きに必要なもの」参照)をハローワークまでご持参ください。ハローワークでは、提出された書類等により受給資格の確認・決定を行います。

雇用保険説明会

受給資格者証など必要な書類をお渡しします。  
また、雇用保険の受給手続の進め方や就職活動についてご説明します。  
※雇用保険説明会は、待期期間満了後となる場合もあります。

待期満了

受給資格の決定を受けた日から、失業の状態が通算して7日間経過するまでを「待期期間」といい、この間は基本手当は支給されません。

給付制限

自己都合、懲戒解雇で退職された方は、待期満了の翌日からさらに3か月間基本手当は支給されません。  
これを「給付制限」といいます。

失業の認定

認定日ごと(原則として4週間に1回)に受給資格者証と失業認定申告書を提出してください。  
就労の有無、求職活動の実績などを確認して失業の認定を行います。

基本手当の支払い

失業の認定を受けた日数分の基本手当は、あなたの普通預金口座への振込みとなります。(振込みまでの期間はご指定の金融機関によって異なりますが、おおむね1週間程度かかりますのでご了承ください)

原則として4週間ごとにあなたの認定日が指定されます。

職業相談をご利用ください

求人閲覧、職業相談などは、認定日以外の日も利用できます。  
積極的な求職活動で1日も早い再就職を！！

就職

就職後の給付金として、再就職手当・常用就職支度手当・高年齢再就職給付金などを申請できる場合があります。  
(⑭を参照ください)

支給終了

支給終了後も職業相談はいつでも受け付けています。  
お気軽に、ハローワークをご利用ください。

## ⑯ 早期の再就職に支給される手当

ハローワークに求職の申し込み（離職票の提出）をして、待定期間を経過した後、早期に安定した職業に就いた（※）方には、再就職手当を支給します。就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、受給期間内に残っている基本手当の支給日数（支給残日数）が所定給付日数の3分の1以上〔3分の2以上〕ある場合は、支給残日数の5割〔6割〕に相当する日数に基本手当日額を乗じた額（1円未満は切り捨て）を受給できます。受給には一定の要件を満たすことが必要です。

※ 雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって雇用保険の被保険者を雇用する場合など。

また、受給期間内に所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して再就職手当の支給対象となる常用雇用等以外の形態（1年を超える見込みのない雇用）で就業した場合には、その就業日ごとに基本手当日額の3割（1円未満は切り捨て）の就業手当が支給されます。

なお、どちらの手当も、年齢により基本手当日額に上限額があります。

離職理由による給付制限を受けた方は、待定期間の満了後1か月間は、ハローワークまたは職業紹介事業者の紹介で就職された場合のみ再就職手当・就業手当が支給されます。

上記の手当以外にも「常用就職支度手当」があります。いずれの手当も支給要件などの詳細については、ハローワークにお問い合わせください。

### 60歳以降に再就職した方には…

離職後に基本手当を受給している60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残した状態で再就職（1年を超える雇用見込み）して被保険者となり、再就職後の各月の賃金が賃金日額の30日分と比べて75%未満である場合には、高年齢再就職給付金が支給されます（各月に支払われた賃金の15%が限度となります）。

ただし、同一の就職で再就職手当と高年齢再就職給付金の双方の支給要件を満たす場合は、どちらか一方のみの支給となります。

### 失業した方が創業した場合には…

#### 【受給資格者創業支援助成金】

離職して雇用保険の受給資格の決定をされた方（決定された受給資格の被保険者であった期間が5年以上の方に限ります）が自ら創業し、創業後1年以内に継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）を雇い入れ、雇用保険の適用事業主となった場合に、創業に要した費用の3分の1を助成します（最大150万円まで）。創業後1年以内に雇用保険の被保険者を2名以上雇い入れた場合は、さらに50万円の上乗せがあります。

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

再就職の第一歩は、まずご自身をよく知ることから始まります。

これまでの職歴を棚卸しながら、次ページの記入例を参考に求職申込書をお書きください。

再就職のために  
ハローワークを活用して  
職業相談を!!

## 「求職申込書」とは？

求職申込書は、これからのお仕事活動にあたっての必要な情報を、ハローワークに登録していただくためのものです。

求職申込書を作成して、自己のキャリアを振り返り、一つずつ整理していくことは、応募先を選ぶ際に役に立ち、早期再就職への一歩となります。

## ポイント①

### 「直近の勤務先」

直近の勤務先について記入します。

そこで仕事内容を振り返り、これから仕事や希望条件について考えてみましょう。

- ◆求職申込書は、①～④のポイント順にキャリアを整理して書くとよいでしょう。
  - ◆左記を参考に必ず鉛筆でご記入ください。

※用紙がお手元にある方は、鉛筆でご記入の上、ハローワークにお持ちください。

ポイント②

## 「経験」した主な仕事

単に「事務」、「営業」だけでなく、その中でも“どのような内容であったか”

“どの程度の仕事を任されていたのか”など、より具体的に記入することで、ご自身の職業経験をアピールしやすくなります。

ポイント③

## 「自分のスキル」

学歴の他、受講した職業訓練などについても記入しましょう。

免許・資格は所持しているものに加え、現在勉強しているものもあわせて記入し、ご自身のスキルを再確認しましょう。

# 職業相談・紹介の

ハローワークの職業相談・紹介窓口では仕事さがしに

例えば…

1

その 1 就職活動の仕方がわからない

就職活動に必要な情報収集の方法やあなたに  
あった具体的な活動方法についてアドバイスを  
したり、情報提供をしたりします。



2

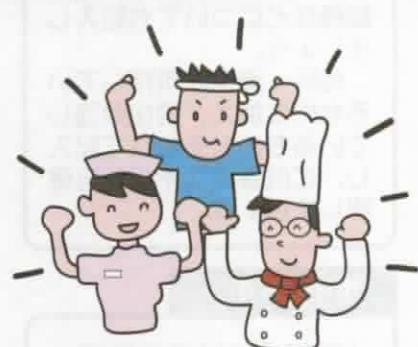
その 2 自分にどんな仕事があるのか知りたい

希望職種を決定するための相談や情報提供を行います。  
また、パソコンなどを使った各種適性検査も行います。

3

その 3 これまでと違う職種にチャレンジしたい

新たにチャレンジする職種に必要な技能や適  
性についてアドバイスするとともに、必要に応  
じて職業訓練のあっせんや能力開発の方法につ  
いて相談します。



4

その 4 応募したい求人が見つからない

あなたの条件にあった求人を窓口で相談しながら一緒にさがしたり、  
求人情報を収集する際のポイントについてアドバイスをしたりします。

# 窓口でのサービス

についてのさまざまご相談、ご要望におこたえします。

5

## その 5 応募する前に求人についてもっと知りたい

応募を検討している求人の内容や条件についてさらに詳しく知りたい時や、事業所に確認したいことがある時にはお調べします。また、自分からは確認しづらいことなども職員が代わって問い合わせることもできます。



6

## その 6 応募書類の書き方や面接の受け方について知りたい

履歴書や職務経歴書の書き方や提出する際の注意点、面接での心構えやよくある質問への対処法などについてアドバイスします。

7

## その 7 面接会などのイベントに参加したい

各種就職面接会、企業説明会などを開催します。  
また、近隣のイベント情報も提供します。



8

## その 8 求人に応募したい

具体的に応募を希望する求人が決まったら、条件などを確認したうえで事業所へ応募の意思を伝え、紹介状を発行します。

その他就職活動に関する様々なご相談をうけたわりますので、お気軽にハローワークの窓口をご利用ください。

# 公共職業安定所 (ハローワーク) 案内図

「雇用保険給付の手続き」は、平日午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日及び年末年始を除く)までとなっております。

※ 県内的一部のハローワークでは、「職業相談・職業紹介」を平日午前8時30分から午後7時まで、土曜日は午前10時から午後5時まで行っておりますが、「雇用保険給付の手続き」につきましては、平日午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝日及び年末年始を除く)までとなっておりますので、ご注意ください。

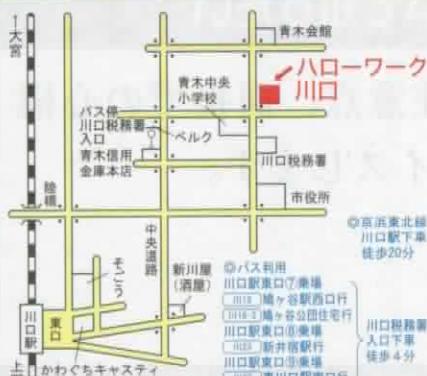
- 「職業相談・職業紹介」はハローワークの付属施設でも行っておりますので、ご利用ください。
- 各ハローワークとも、駐車場が狭いため、お車での来所はご遠慮ください。

## ハローワーク 川口

### 川口公共職業安定所

〒332-0031 川口市青木3-2-7

☎ 048(251)2901 FAX 048(251)3664



## ハローワーク 大宮

### 大宮公共職業安定所

〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525

☎ 048(667)8609 FAX 048(651)0331



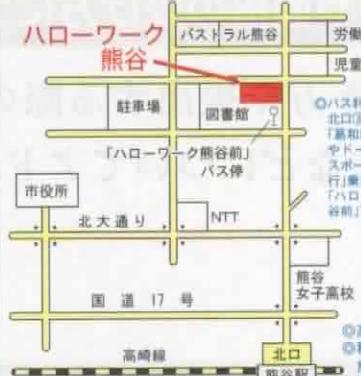
管轄区域  
さいたま市のうち西区、北区、大宮区、荒川区、  
鶴ヶ島市 (旧吹上町、旧川里町を除く)  
上尾市 埼玉市 北本市 莩生市 伊奈町

## ハローワーク 熊谷

### 熊谷公共職業安定所

〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2

☎ 048(522)5656 FAX 048(524)5690



## ハローワーク 東松山

## ハローワーク 本庄

### 熊谷公共職業安定所本庄出張所

〒367-0053 本庄市中央2-5-1

☎ 0495(22)2448 FAX 0495(21)4924



## ハローワーク 川越

### 川越公共職業安定所

〒350-1118 川越市豊田本277-3 川越合同庁舎1F

☎ 049(242)0197 FAX 049(246)2754



管轄区域  
川越市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市  
鶴ヶ島市

## ハローワーク 東松山

### 川越公共職業安定所東松山出張所

〒355-0073 東松山市上野本1088-4

☎ 0493(22)0240 FAX 0493(23)6272



管轄区域  
東松山市 小川町 嵐山町 川島町 吉見町  
滑川町 堀山町 ときがわ町 東秩父村

## ハローワーク 浦和

### 浦和公共職業安定所

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40  
☎ 048 (832) 2461 FAX 048 (829) 2984



管轄区域 さいたま市のうち中央区、桜区、浦和区、南区、緑区

## ハローワーク 所沢

### 所沢公共職業安定所

〒359-0042 所沢市木本6-1-3 所沢合同庁舎1・2F  
☎ 04 (2992) 8609 FAX 04 (2992) 2444



管轄区域 所沢市 入間市 (仏子、野田、新光を除く)  
狭山市 三芳町

## ハローワーク 飯能

### 所沢公共職業安定所飯能出張所

〒357-0021 飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1F  
☎ 042 (974) 2345 FAX 042 (973) 7318



管轄区域 飯能市 入間市のうち仏子、野田、新光  
日高市 毛呂山町 越生町

## ハローワーク 秩父

### 秩父公共職業安定所

〒369-1871 秩父市下影森1002-1  
☎ 0494 (22) 3215 FAX 0494 (24) 6898



管轄区域 秩父市 皆野町 長瀬町 小鹿野町  
横瀬町

## ハローワーク 春日部

### 春日部公共職業安定所

〒344-0036 春日部市下大増新田61-3  
☎ 048 (736) 7611 FAX 048 (737) 5232



管轄区域 春日部市 久喜市 幸手市 杉戸町 白岡町  
宮代町

## ハローワーク 行田

### 行田公共職業安定所

〒361-0023 行田市長野943  
☎ 048 (556) 3151 FAX 048 (556) 1309



管轄区域 行田市 加須市 羽生市  
鴻巣市のうち旧吹上町、旧川里町

## ハローワーク 草加

### 草加公共職業安定所

〒340-8509 草加市井天4-10-7  
☎ 048 (931) 6111 FAX 048 (931) 6615



管轄区域 草加市 三郷市 八潮市

## ハローワーク 朝霞

### 朝霞公共職業安定所

〒351-0025 朝霞市三原1-3-1  
☎ 048 (463) 2233 FAX 048 (464) 3012

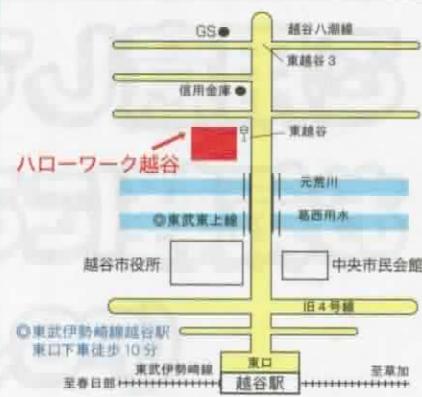


管轄区域 朝霞市 志木市 和光市 新座市

## ハローワーク 越谷

### 越谷公共職業安定所

〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6  
☎ 048 (969) 8609 FAX 048 (969) 8610



管轄区域 越谷市 吉川市 松伏町

**ハローワークでは  
さまざまな就職支援メニューを  
ご用意しております。  
お気軽にご相談ください  
(P8、9をご覧下さい)**